



# 鳥取県公報

平成17年4月5日(火)  
第7675号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可 (285) (市町村振興課) ..... 1
	土地改良区の役員の退任 (286) (西部総合事務所農林局) ..... 1
	生活保護法による医療機関の指定 (287) (福祉保健課) ..... 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (288) (＃) ..... 2
	県営土地改良事業計画の決定 (289) (耕地課) ..... 2
	県営土地改良事業計画の廃止 (290) (＃) ..... 2
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (291) (＃) ..... 3
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示に よる通知 (4件) (森林保全課) ..... 3
	土地収用法による審理の開始 (管理課) ..... 7

## 告 示

### 鳥取県告示第285号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3 第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を平成17年3月31日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第286号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

監 事 鉦 谷 安 範 西伯郡大山町豊房2738

平成16年11月4日退任

**鳥取県告示第287号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
わらべ薬局	鳥取市湖山町東三丁目67	平成17年3月1日

**鳥取県告示第288号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
わらべ薬局	鳥取市湖山町東三丁目67	平成17年2月28日

**鳥取県告示第289号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業日置谷地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成17年4月5日から同月25日まで

## 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 4 異議の申立て

利害関係人はこの告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第290号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業北条砂丘下北条地区農道整備）に係る土地改良事業計画を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成17年4月5日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所  
北条町役場
- 4 異議の申立て  
利害関係人はこの告示に係る土地改良事業廃止処理計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第291号**

伯耆町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業根雨原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成17年4月5日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所  
伯耆町役場
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

---

**公 告**

---

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）藤原嘉四郎の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る鳥取市用瀬町江波字大畑ヶ谷1046の5の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月15日付鳥取県告示第148号）の内容  
（告示の内容）
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市用瀬町江波字大畑ヶ谷1046の5
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の間伐の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）寺谷傳治の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る八頭郡智頭町大字芦津字山根上へ991の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月15日付鳥取県告示第149号）の内容  
（告示の内容）
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字芦津字山根上へ991
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字山根上へ991（次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月18日付鳥取県告示第157号）の内容  
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川 口 浅太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の3
川 口 源 藏	〃
山 根 仙太郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月18日付鳥取県告示第158号）の内容  
（告示の内容）

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

梅 林 卷 雄	日野郡日野町金持字平ル畑左955の9
櫃 田 時 英	"
松 原 貞 夫	"
若 林 猛	"
若 林 丑 夫	"
築 瀬 町 枝	"
梅 林 一 成	日野郡日野町金持字平ル畑左956の4
若 林 文 次 郎	日野郡日野町金持字平ル畑左956の7
柴 田 一 也	日野郡日野町三土字丸谷632の65
"	日野郡日野町三土字丸谷632の71
"	日野郡日野町三土字丸谷632の72

（2）保安林として指定された目的

水源のかん養

（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

2（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小 谷 藤 三 郎	日野郡日野町津地字鍛冶畑188
"	日野郡日野町津地字鍛冶畑190

（2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林  
保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、つぎのとおり審理を開始する。

平成17年4月5日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

## 1 期日

平成17年4月18日（月）午後1時

## 2 場所

西伯郡大山町末長500

大山町役場大山支所 会議室1

## 3 件名

一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事

